

公立大学法人会津大学職員給与規程

(平成18年4月1日規程第40号)

- 改正 平成18年12月1日規程第88号
- 改正 平成19年2月26日規程81号
- 改正 平成19年4月1日規程第5号
- 改正 平成20年3月21日規程第8号
- 改正 平成20年12月1日規程第45号
- 改正 平成21年4月1日規程第9号
- 改正 平成21年6月25日規程第37号
- 改正 平成21年12月1日規程第42号
- 改正 平成22年4月1日規程第10号
- 改正 平成22年7月6日規程第15号
- 改正 平成22年12月1日規程第20号
- 改正 平成23年4月1日規程第5号
- 改正 平成24年1月1日規程第13号
- 改正 平成25年4月1日規程第24号
- 改正 平成26年4月1日規程第5号
- 改正 平成26年4月30日規程第8号
- 改正 平成27年1月1日規程第17号
- 改正 平成27年4月1日規程第16号
- 改正 平成28年3月11日規程第2号
- 改正 平成28年12月21日規程第18号
- 改正 平成29年3月30日規程第40号
- 改正 2017年12月21日規程第8号
- 改正 2018年12月25日規程第2号
- 改正 2019年12月26日規程第4号
- 改正 2020年11月30日規程第13号
- 改正 2021年3月30日規程第16号
- 改正 2021年11月30日規程第13号
- 改正 2022年12月28日規程第10号
- 改正 2023年 3月31日規程第17号
- 改正 2023年12月28日規程第30号
- 改正 2024年 4月 1日規程第17号
- 改正 2024年12月27日規程第21号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人会津大学就業規則(以下「就業規則」という。)第25条の規定に基づき、職員の給料及び諸手当(以下「給与」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、別に定められている福島県の「職員の給与に関する条例(昭和26年福島県条例第9号)及びその他の給与関係条例【以下「条例」という。】」、「職員の給与の支給に関する規則(昭和35年福島県人事委員会規則第7号)及びその他の給与関係規則、【以下「規則」という。】」、その他福島県の関係例規、通知等を準用する。

3 60歳を超える職員(教員を除く)の給与の支給についても、条例、規則、その他福島県の関係例規、通知等の規定を準用する。

(給料)

第2条 給料は、公立大学法人会津大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(以下「勤務時間規程」という。)に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬とする。

2 諸手当は、給料の特別調整額(管理職手当)、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当とする。

3 宿舍、食事、制服その他生活に必要な施設等の全部又は一部が職員に支給される場合(職務の遂行上その必要があるものとして支給される場合を除く。)においては、別に定めるところにより、その相当額をその職員の給料から控除する。

(給料表)

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 行政職給料表(別表第1)
- 二 技能労務職給料表(別表第2)
- 三 教育職給料表(別表第3)

2 行政職給料表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

3 技能労務職給料表は、技能労務職員である職員に適用する。

4 教育職給料表は、教授、准教授、講師、助教及び助手である職員に適用する。

(職務の級)

第4条 職員の職務は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づいて前条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、福島県人事委員会にて定められているところに準じる。

2 職員の職務の級は、福島県人事委員会にて設定または改定されている前項の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、規則にて定められている基準に準じて、理事長が決定する。

(初任給及び昇給等の基準)

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定められている初任給の基準に準じて決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則で定められているところに準じて決定する。

3 職員の昇給は、規則で定められるところに準じる日に、同日前において規則で定められているところに準じる日以前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が公立大学法人会津大学職員就業規則第38条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定められているところに準じる事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

ただし、教育職給料表の適用を受ける職員(以下、「教員」という。)の昇給は、規則で定められるところに準じる日に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、別に定める基準により行うものとする。

(給料の調整)

第6条 前条に定める場合のほか、職員の号給が他の職員の号給との権衡を失すると認めるときは、規則で定められているところに準じて、その者の号給を調整することができる。

(給料の支給方法)

第7条 給料は、月の初日から末日までの期間につき、給料の月額を全額を支給する。

2 給料の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が、祝日法による休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日を給料の支給日とする。

第8条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。ただし、死亡したときは、その月分全額を支給する。

3 前2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき及び月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 前条及び前3項に定めるものを除くほか、給料の支給方法に関して必要な事項は、条例、規則、その他福島県の関係例規、通知等を準用する。

(給料の調整額)

第9条 給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比べて著しく特殊な職に対し

適当でないとき、その特殊性に基づき、規則で定められる給料月額についての適正な調整額表に準じて、調整額を支給する。

- 2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えないものとする。

(給料の特別調整額)

第10条 管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定されているものについて、その特殊性に基づき、給料月額につき、福島県人事委員会の承認を得て規則で定める基準に基づき定められる適正な特別調整額に準じて、支給する。

- 2 前項の規定による給料の特別調整額は、同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならない。

(初任給調整手当)

第10条の2 医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員には、条例、規則、その他福島県の関係例規、通知等に基づき定められる額に準じて初任給調整手当を支給する。

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの(以下「行政職9級以上職員」という。)に対しては、支給しない。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- 一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- 二 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- 三 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- 四 60歳以上の父母及び祖父母
- 五 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- 六 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級のもの(以下「行政職8級職員」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養

親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族（行政職9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職9級以上職員から行政職9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（行政職9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

二 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び行政職9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（行政職9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、行政職9級以上職員から行政職9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（行政職9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行政職9級以上職員以外の職員から行政職9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じ

た場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- 一 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行政職9級以上職員が行政職9級以上職員以外の職員となった場合
- 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政職8級職員が行政職8級職員及び行政職9級以上職員以外の職員となった場合
- 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政職9級以上職員以外のものが行政職9級以上職員となった場合
- 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行政職8級職員及び行政職9級以上職員以外のものが行政職8級職員となった場合
- 七 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（住居手当）

第13条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額9,500円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（宿舍（職員を居住させるために設置される居住用の家屋をいう。以下次号において同じ。）に居住している職員その他規則で定められているところに準ずる職員を除く。）
 - 二 第15条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（宿舍その他規則で定められているところに準ずる住宅を除く。）を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定められているところに準ずるもの
- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。
- 一 前項第一号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - ア 月額20,500円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から9,500円を控除した額
 - イ 月額20,500円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から20,500円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

二 前項第二号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則に準じる。
(通勤手当)

第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項から第2項までにおいて「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。)

二 通勤のため自動車その他の交通の用具で福島県人事委員会規則で定められているところに準ずるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定められているところに準じて算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号において「運賃等相当額」という。)及び規則で定められているところに準じて算出した当該職員(規則で定める者に限る。)の支給単位期間の通勤に要する特別料金等(新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が規則で定められている基準に準じて通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものの利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。)の額に相当する額(以下「特別料金等相当額」という。)の合計額。ただし、運賃等相当額及び特別料金等相当額の合計額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第三号において「1か月当たりの運賃等相当額等の額」という。)が64,000円を超えるときは、支給単位期間につき、1か月当たりの運賃等相当額等の額と64,000円との差額の2分の1を64,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額及び特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの

運賃等相当額等の額の合計額が64,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1か月当たりの運賃等相当額等の額と64,000円との差額の2分の1を64,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- 二 前項第二号に掲げる職員 職員の自動車等の使用距離に応じ、支給単位期間につき、70,600円を超えない範囲内で規則で定められているところに準ずる額
 - 三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離又は自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定められているところに準ずる区分に応じ、前二号に定める額(1か月当たりの運賃等相当額等の額及び前号に定める額の合計額が64,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と64,000円との差額の2分の1を64,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第一号に定める額又は前号に定める額
- 3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の規則で定められている日に準じて支給する。
 - 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定められている額に準じた額を返納させるものとする。
 - 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定められているところに準ずる期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月)をいう。
 - 6 前各項に規定するもののほか、通勤の事情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定められているところに準じる。

(単身赴任手当)

第15条 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定められているところに準ずるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することになった職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定められているところに準ずる基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定められているところに準ずる基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額額は、30,000円(規則で定められているところに準じて算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。))が規則で定

められているところに準ずる距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定められているところに準ずる額を加算した額)とする。

- 3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定められているところに準じる。

(給与の減額)

第16条 職員が勤務をしないときは、勤務時間規程第5条の2第1項に規定する超勤代休時間、祝日法による休日(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は年末年始の休日(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認(育児休業、介護休業を除く。)のあった場合を除き、その勤務しない全時間について1時間につき、給料の月額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(超過勤務手当)

第17条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定められているところに準ずる割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

二 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 第1項の規定に定めるもののほか、勤務時間規程第3条の規定により、あらかじめ勤務時間規程第2条第5項又は第6項の規定により割り振られた一週間の正規の勤務時間(この項から第3項までにおいて「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 3 次の各号に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間規程第2条第4項第一号、同条第5項、第6項及び第3条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定められているところに準ずる勤務を除く。）の時間

100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）

二 第2項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間100分の50

4 勤務時間規程第5条の2第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給する

ことを要しない。

一 前項第一号に規定する時間100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する規則で定められているところに準ずる割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合

二 前項第二号に規定する時間100分の50から第2項に規定する規則で定められているところに準ずる割合を減じた割合

（休日給）

第18条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定められているところに準ずる割合を乗じて得た額を休日給として支給する。

（端数計算）

第19条 第16条の規定により勤務しない1時間につき減額する額の算定する場合において、当該額に、1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 第17条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当又は休日給の額を算定する場合において、当該額に、1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

第20条 第16条から第18条までに規定する全時間に1時間未満の端数を生じた場合の取扱いについては、規則で定められているところに準ずる。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第21条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び次に掲げる手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

- 一 初任給調整手当
- 二 寒冷地手当

(管理職員特別勤務手当)

第22条 第10条第1項に規定する規則で指定する職にある職員(以下「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、管理職員にあっては12,000円を超えない範囲内で規則で定められているところに準ずる額とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定められているところに準ずる勤務にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定められているところに準ずる。

(特定の職員についての適用除外)

第23条 第17条から第18条までの規定は、管理職員には適用しない。

(期末手当)

第24条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が日曜日に当たるときはそれぞれの日の前々日とし、これらの日が土曜日に当たるときはそれぞれの日の前日)に支給する。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定められている職員を除く。第25条において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の105を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

- 一 6か月 100分の100
- 二 5か月以上6か月未満 100分の80
- 三 3か月以上5か月未満 100分の60
- 四 3か月未満 100分の30

- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第4項

第2号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。

- 4 行政職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が3級以上の職員で規則で定められているところに準ずるもの、同表以外の各給料表の適用を受ける職員のうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定められているところに準ずるもの並びにこれらの職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定められているところに準ずる職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職務段階等を考慮して規則で定められているところに準ずる職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定められているところに準ずる割合を乗じて得た額(規則で定められているところに準ずる管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で規則で定められているところに準ずる割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定められているところに準ずる。
- 6 第1項の規定にかかわらず期末手当を支給しない場合又は一時差し止めする場合に関して必要な事項は、条例、規則、その他福島県の関係例規、通知等を準用する。

(勤勉手当)

第25条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則第4項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が日曜日に当たるときはそれぞれの日の前々日とし、これらの日が土曜日に当たるときはそれぞれの日の前日)に支給する。

ただし、それぞれの基準日に在籍する教員に対しては、それぞれの基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務の状況に応じて、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が日曜日に当たるときはそれぞれの日の前々日とし、これらの日が土曜日に当たるときはそれぞれの日の前日)に支給する。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定められているところに準ずる基準に従って定められた割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の号に掲げる職員の総額は、当該号に定める額を超えてはならない。

一 職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額合計額を加算した額に100分の105(特定幹部職員にあつては、100分の125)を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

(寒冷地手当)

第26条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)において次に掲げる職員のいずれかに該当する職員(以下この条において「支給対象職員」という。)に対して支給する。

一 札幌市の地域以外の寒冷の地域で規則で定められているところに準ずる地域に在勤する職員

二 前号に規定する地域以外の地域に所在する勤務場所のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して前号に規定する地域に所在する勤務場所との権衡上必要があると認められる勤務場所として規則で定められているところに準ずるものに在勤する職員であつて前号に規定する地域又は規則で定められているところに準ずる区域に居住するもの

2 前項第一号に係る支給対象職員の寒冷地手当の月額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
前項第一号の地域	19,800円	11,400円	8,200円

3 第1項第二号に係る支給対象職員の寒冷地手当の月額は、基準日における前項の表に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、同表前項第一号の地域の項に掲げる額とする。

4 前3項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、規則で定められているところに準ずる。

(給料の特別調整額等の支給方法)

第27条 給料の特別調整額、各手当の支給方法に関して必要な事項は、規則で定められているところに準ずる。

(退職者の給与)

第28条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。第6項において同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第14条第1項第一号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第14条第1項第一号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの100分の80を支給する。

- 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第14条第1項第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの100分の80を支給する。
- 4 職員が就業規則第14条第1項第二号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれの100分の60以内で理事長が定める額を支給する。
- 5 職員が、就業規則第14条第1項第三号(次項に掲げる場合を除く。)又は同項第四号に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの100分の70以内で理事長が定める額を支給する。
- 6 職員が就業規則第14条第1項第三号に掲げる事由に該当して休職にされた場合で、その原因が公務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの100分の100以内で理事長が定める額を支給する。
- 7 就業規則第14条第1項第一号又は同項第二号の規定により休職にされた職員には、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 8 就業規則第14条第1項第五号の規定により休職にされた職員には、いかなる給与も支給しない。
- 9 就業規則第14条第1項第六号又は同項第七号の規定により休職にされた職員への給与については、別に定める。

(給与の口座振込み)

第29条 給与は、職員から申出があるときは、その全部又は一部をその者の預金口座への振込みの方法により支給することができる。

(雑則)

第30条 この規程に定めるほか、職員の給与、諸手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(給料表の級、号給等の切替えに伴う経過措置)

- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(平成21年12月1日において、第1号に掲げる職員である者にあつては100分の99.51を、次に掲げる職員以外の職員である者にあつては100分の98.93を当該給料月額に乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(福島県人事委員会規則で定められるところに

準じる職員を除く。)には、給料月額のほか、平成26年4月30日までにあつてはその差額に相当する額(公立大学法人会津大学職員給与規程附則第4項の規定により給与が減じられて支給される職員にあつては、当該額に100分の99.1を乗じて得た額。以下この項において「差額相当額」という。)を、同年5月1日から平成27年3月31日までにあつては差額相当額から平成26年4月30日における差額相当額に1/3を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項において「減額基準額」という。)(減額基準額が差額相当額を超えるときは、当該差額相当額)を減じた額を、平成27年4月1日から平成28年3月31日までにあつては差額相当額から減額基準額に2を乗じて得た額(その額が差額相当額を超えるときは、当該差額相当額)を減じた額を給料として支給する。

一 職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の給料表の欄、職務の級及び号給に掲げるものであるもの

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
技能労務職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から16号給まで
教育職給料表	1級	1号給から32号給まで
	2級	1号給から12号給まで

3 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、福島県人事委員会規則の定めに準じて、同項の規定に準じて、給料を支給する。

4 職員(次の表の給料表の欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再雇用職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級の欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、平成32年3月31日までの間、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の0.9を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の99.1を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項及び附則第6項及び第7項において「最低号給に達しない場合」という。))にあつては、当該特定職員の給料月額から

当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項、附則第6項及び第7項において「給料月額減額基礎額」という。））

二 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（第24条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に、当該額と同項に規定する100分の20を超えない範囲内で福島県人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する福島県人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、給料月額と同項に規定する100分の25を超えない範囲内で福島県人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の0.9を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に、当該額と同項に規定する100分の20を超えない範囲内で福島県人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額と同項に規定する100分の25を超えない範囲内で福島県人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

三 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第25条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の0.9を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第25条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）

四 第28条第1項から第6項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第28条第1項 前各号に定める額

イ 第28条第2項又は第3項 第1号及び第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第28条第4項 第1号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第28条第5項又は第6項 第1号及び第2号に定める額に、同条第5項又は第6項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

給料表	職務の級
-----	------

行政職給料表	6級
教育職給料表	4級

5 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、福島県人事委員会規則に準じる。

6 附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第16条の規定により減額される給与の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、給料月額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額に100分の0.9を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

7 附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員について第17条及び第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第21条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから7時間45分に1.8を乗じたものを減じたもので除して得た額に100分の0.9を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから7時間45分に1.8を乗じたものを減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

附 則

1 この規程は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成20年3月21日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

2 第14条及び第25条第2項第一号の改正規定を除く規定は平成19年4月1日から、第25条第2項第一号の改正規定（「100分の72.5」を「100分の75」に改める部分に限る。）は同年12月1日からそれぞれ適用する。

（平成19年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

3 第25条第1項の規定に基づいて職員が平成19年12月に支給されることとなる勤勉手当に関する第25条第2項第一号の改正規定の適用については、同号中「100分の75」とあるのは、「100分の77.5（給料の特別調整額の支給を受ける職員にあつては、100分の72.5）」とする。

（給与の内払）

4 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与

は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成20年12月1日から施行する。
- 2 第24条の改正規定を除く改正後の規定は、平成20年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第24条第2項の規定の適用については、同項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」とする。
- 3 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第25条第2項第一号の規定の適用については、同号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成21年6月25日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第24条第2項の改正規定（「100分の140」を「100分の125」に、「100分の120」を「100分の105」に、「100分の133」を「100分の120」に改める部分に限る。）及び第25条第2項の改正規定（「100分の95」を「100分の90」に改める部分に限る。）は平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年12月に支給する期末手当に関する第24条第2項の規定の適用については、同項中「100分の133」とあるのは「100分の115」とする。

附 則

- 1 この規程は平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は平成22年7月6日から施行し、改正後の第17条の規定は、平成22年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の公立大学法人会津大学職員給与規程第17条第2項の規定により平成22年4月1日から施行日の前日までに支払われた超過勤務手当は、それぞれ改正後の公立大学法人会津大学職員給与規程第17条第2項又は第3項の規定による超過勤務手当の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第14条第2項、第24条第2項及び第25条第2項の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年12月に支給する期末手当に関する第24条第2項の規定の適用については、同項中「100分の140」とあるのは「100分の130」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」とする。
- 3 平成22年12月に支給する勤勉手当に関する第25条第2項第1号の規定の適用については、同号中「100分の70」とあるのは「100分の65」と、「100分の90」とあるのは「100分の85」とする。

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

- 4 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の公立大学法人会津大学職員給与規程附則第4項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年1月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(職務の級及び号給の切替え)

- 2 平成25年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、改正前の別表第2の給料表の適用を受けていた技能労務職員の切替日における職務の級及び切替日における号給は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給に応じて、規則に定める職務の級及び号給とする。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き技能労務職給料表の適用を受ける技能労務職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、平成28年3月31日までにはその差額に相当する額(以下この項において「差額相当額」という。)を、同年4月1日から平成29年3月31日までには差額相当額から平成28年3月31日における差額相当額に3分の1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項において「減額基準額」という。)(減額基準額が差額相当額を超えるときは、当該差額相当額)を減じた額を、平成29年4月1日から平成30年3月31日までには差額相当額から減額基準額に2を乗じて得た額(その額が差額相当額を超えるときは、当該差額相当額)を減じた額を給料として支給する。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成26年4月30日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年1月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

(平成26年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

3 第25条第1項の規定に基づいて職員が平成26年12月に支給されることとなる勤勉手当に関する第25条第2項第一号の改正規定の適用については、同号中「100分の75(特定幹部職員にあっては、100分の95)」とあるのは、「100分の82.5(給料の特別調整額の支給を受ける職員にあっては、100分の102.5)」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

2 平成27年4月1日(以下附則第3項から第5項までにおいて「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、福島県人事委員会規則の定めに従うところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(同日においてその者が受けていた給料月額が、公立大学法人会津大学職員給与規程(以下、「給与規程」という。)附則第4項の規定により支給される給与を受けるもの及び福島県人事委員会規則で定める職員に準じる職員を除く。)には、平成32年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(給与規程附則第4項の表給料表の項に掲げる給料表の適用を受ける職員(再雇用職員を除く。)のうち、その職務の級が同表職務の級の欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の99.1を乗じて得た額)を給料として支給する。

4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる

ときは、当該職員には、福島県人事委員会規則の定めに準じるところにより、同項に準じて、給料を支給する。

- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には福島県人事委員会規則の定めに準じるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第9条第2項、第24条第4項の規定の適用については、給与規程第10条第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成27年4月1日から施行となる給与規程改正附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年3月11日(以下「施行日」という。)から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、別表第1から第3までの改正規定は、平成27年4月1日から適用し、第25条第2項第1号の改正規定は、平成27年12月1日から適用する。

(経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例)

- 2 公立大学法人会津大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成27年会津大学規程第16号。以下「平成27年改正給与規程」という。)附則第3項に規定する特定職員であり、平成27年4月1日前に55歳に達した者であって、平成27年改正給与規程附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される者(以下「経過措置額支給特定職員」という。)に対する平成27年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この規程の附則の適用がないものとした場合に、この規程による改正後の公立大学法人会津大学職員給与規程(以下「改正後の給与規程」という。)の規定(平成27年改正給与規程附則第3項から第5項までの規定を含む。次項において同じ。)により支給されるべき額が、この規程による改正前の公立大学法人会津大学職員給与規程(以下「改正前の給与規程」という。)の規定(平成27年改正給与規程附則第3項から第5項までの規定を含む。この項及び次項において同じ。)により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与規程の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- (1) 給料(給料の調整額を含む。)
- (2) 超過勤務手当
- (3) 休日給
- (4) 期末手当
- (5) 勤勉手当

3 経過措置額支給特定職員に対する平成27年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る公立大学法人会津大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第16条その他の規程の規定による給与の減額（福島県人事委員会の定める者に限る。第5項において「第16条等減額」という。）に当たっては、この規程の附則の適用がないものとした場合に改正後の給与規程による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

（平成27年改正給与規程附則第3項から第5項までの規定による給与の特例）

4 平成27年4月1日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の給与規程の規定による給料月額から給与規程附則第4項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成27年改正給与規程附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額が、改正前の給与規程の規定による給料月額から給与規程附則第4項第1号に定める額を減じた額と平成27年改正給与規程附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額に達しない場合において、給料の額の端数計算の際に準用する平成27年改正給与条例第11号附則第3項から第5項までの規定による給料の切替えに関する規則（平成27年福島県人事委員会規則第9号）第5条の規程の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

5 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第2項各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する第16条等減額の額の算定の基礎となる場合における平成27年改正給与規程附則第3項から第5項までの規定による給料については、適用しない。

（給与の内払）

6 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（平成27年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

7 給与規程第25条第1項の規定に基づいて職員が平成27年12月に支給されることとなる勤勉手当に関する改正後の給与規程第25条第2項第1号の規定の適用については、同号中「100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）」とあるのは、「100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）」とする。

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第11条、第12条及び第14条第2項2号の改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規程（別表第1から第3までの改正規定に限る。）による改正後の公立大学法人会津大学職員給与規程は平成28年4月1日から、この規程（第25条第2項第1号の改正

規定に限る。)による改正後の公立大学法人会津大学職員給与規程は平成28年12月1日からそれぞれ適用する。

(給与の内払)

- 3 この規程による改正後の公立大学法人会津大学職員給与規程(以下「改正後の給与規程」という。)の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の公立大学法人会津大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(平成28年12月期に支給する勤勉手当の特例)

- 4 公立大学法人会津大学職員給与規程第25条第1項の規定に基づいて職員が平成28年12月に支給されることとなる勤勉手当に関する改正後の給与規程第25条第2項第1号の規定の適用については、同号中「100分の85(特定幹部職員にあっては、100分の105)」とあるのは、「100分の90(特定幹部職員にあっては、100分の110)」とする。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 5 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間における改正後の給与規程第11条及び第12条の規定の適用については、次のとおりとする。

- 一 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の給与規程第11条第1項ただし書及び第12条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の給与規程第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「行政職8級職員」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「扶養親族(行政職9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行政職9級以上職員から行政職9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(行政職9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条

第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び行政職9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに

「二 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。」とあるのは 三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父

四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父
た者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）と、同条第2項中「扶養親族（行政職9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは、「扶養親族」と、「なった日、行政職9級以上職員から行政職9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職9級以上職員以外の職員から行政職9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2

号中「扶養親族（行政職9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）とあるのは「扶養親族」とする。

二 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の給与規程第11条第1項ただし書及び第12条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の給与規程第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行政職8級職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（行政職9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職9級以上職員から行政職9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（行政職9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び行政職9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（行政職9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行政職9級以上職員から行政職9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職9級以上職員以外の職員から行政職9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（行政職9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）とあるのは「扶養親族」とする。

三 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の給与規程第11条第1項ただし書並びに第12条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後の給与規程第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「行政職8級職員」とあるのは「行政職8级以上職員」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（行政職9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職9級以上職員から行政職9級以上職員以外の職員と

なった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（行政職9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び行政職9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（行政職9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行政職9級以上職員から行政職9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職9級以上職員以外の職員から行政職9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（行政職9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「行政職8級職員が行政職8級職員及び行政職9級以上職員」とあるのは「行政職8級以上職員が行政職8級以上職員」と、同項第6号中「行政職8級職員及び行政職9級以上職員」とあるのは「行政職8級以上職員」と、「が行政職8級職員」とあるのは「が行政職8級以上職員」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年3月30日から施行する。ただし、第13条の改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日後1年間において行われる改正後の規程第5条第3項の規定による昇給に係る必要な経過措置は、規則で定められているところに準じる。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、2018年1月1日から施行する。ただし、第14条第2項第2号の改正規定は、2018年4月1日から施行する。
- 2 この規程（別表第1から第3までの改正規定に限る。）による改正後の公立大学法人会津大学職員給与規程は2017年4月1日から、この規程（第25条第2項第1号の改正規定に限る。）による改正後の公立大学法人会津大学職員給与規程は2017年12月1

日からそれぞれ適用する。

(給与の内払)

- 3 この規程による改正後の公立大学法人会津大学職員給与規程(以下「改正後の給与規程」という。)の規定を適用する場合には、この規程による改正前の公立大学法人会津大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(2017年12月期に支給する勤勉手当の特例)

- 4 公立大学法人会津大学職員給与規程第25条第1項の規定に基づいて職員が2017年12月に支給されることとなる勤勉手当に関する改正後の給与規程第25条第2項第1号の規定の適用については、同号中「100分の90(特定幹部職員にあっては、100分の110)」とあるのは、「100分の95(特定幹部職員にあっては、100分の115)」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、2019年1月1日から施行する。ただし、第14条第2項第2号の改正規定は、2019年4月1日から施行する。
- 2 この規程(別表第1から第3までの改正規定に限る。)による改正後の公立大学法人会津大学職員給与規程は2018年4月1日から、この規程(第25条第2項第1号の改正規定に限る。)による改正後の公立大学法人会津大学職員給与規程は2018年12月1日からそれぞれ適用する。

(給与の内払)

- 3 この規程による改正後の公立大学法人会津大学職員給与規程(以下「改正後の給与規程」という。)の規定を適用する場合には、この規程による改正前の公立大学法人会津大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(2018年12月期に支給する勤勉手当の特例)

- 4 公立大学法人会津大学職員給与規程第25条第1項の規定に基づいて職員が2018年12月に支給されることとなる勤勉手当に関する改正後の給与規程第25条第2項第1号の規定の適用については、同号中「100分の92.5(特定幹部職員にあっては、100分の112.5)」とあるのは、「100分の95(特定幹部職員にあっては、100分の115)」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、2020年1月1日から施行する。ただし、第13条第2項1号イの改正規定、第14条第2項第1号及び第3号の改定規定並びに第21条の改正規定は、202

0年4月1日から施行する。

- 2 この規程（別表第1から第3までの改正規定に限る。）による改正後の公立大学法人会津大学職員給与規程は2019年4月1日から、この規程（第25条第2項第1号の改正規定に限る。）による改正後の公立大学法人会津大学職員給与規程は2019年12月1日からそれぞれ適用する。

（給与の内払）

- 3 この規程による改正後の公立大学法人会津大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の公立大学法人会津大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（2019年12月期に支給する勤勉手当の特例）

- 4 公立大学法人会津大学職員給与規程第25条第1項の規定に基づいて職員が2019年12月に支給されることとなる勤勉手当に関する改正後の給与規程第25条第2項第1号の規定の適用については、同号中「100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）」とあるのは、「100分の97.5（特定幹部職員にあっては、100分の117.5）」とする。

附 則

- 1 この規程は、2020年12月1日から施行する。ただし、第24条第2項の改正規定は、2021年4月1日から施行する。
- 2 2020年12月に支給する期末手当に関する第24条第2項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の122.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の102.5」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、2021年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2021年12月1日から施行する。ただし、第24条第2項の改正規定は、2022年4月1日から施行する。
- 2 2021年12月に支給する期末手当に関する第24条第2項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の110」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の90」とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、2023年1月1日から施行する。
- 2 この規程（別表第1から第3までの改正規定に限る。）による改正後の公立大学法人会津大学職員給与規程は2022年4月1日から、この規程（第24条第2項第1号及び第25条第2項第1号の改正規定に限る。）による改正後の公立大学法人会津大学職員給与規程は2022年12月1日からそれぞれ適用する。

（2022年12月期に支給する期末手当の特例）

- 3 公立大学法人会津大学職員給与規程第24条第1項の規定に基づいて職員が2022年12月に支給されることとなる期末手当に関する改正後の給与規程第24条第2項第1号の規定の適用については、同号中「100分の120」とあるのは、「100分の122.5」とし、「100分の100」とあるのは、「100分の102.5」とする。

（2022年12月期に支給する勤勉手当の特例）

- 4 公立大学法人会津大学職員給与規程第25条第1項の規定に基づいて職員が2022年12月に支給されることとなる勤勉手当に関する改正後の給与規程第25条第2項第1号の規定の適用については、同号中「100分の97.5（特定幹部職員にあつては、100分の117.5）」とあるのは、「100分の100（特定幹部職員にあつては、100分の120）」とする。

（給与の内払）

- 5 この規程による改正後の公立大学法人会津大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の公立大学法人会津大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、2024年1月1日から施行する。
- 2 この規程（別表第1から第3までの改正規定に限る。）による改正後の公立大学法人会津大学職員給与規程は2023年4月1日から、この規程（第24条第2項第1号及び第25条第2項第1号の改正規定に限る。）による改正後の公立大学法人会津大学職員給与規程は2023年12月1日からそれぞれ適用する。

(2023年12月期に支給する期末手当の特例)

- 3 公立大学法人会津大学職員給与規程第24条第1項の規定に基づいて職員が2023年12月に支給されることとなる期末手当に関する改正後の給与規程第24条第2項第1号の規定の適用については、同号中「100分の122.5」とあるのは、「100分の125」とし、「100分の102.5」とあるのは、「100分の105」とする。

(2023年12月期に支給する勤勉手当の特例)

- 4 公立大学法人会津大学職員給与規程第25条第1項の規定に基づいて職員が2023年12月に支給されることとなる勤勉手当に関する改正後の給与規程第25条第2項第1号の規定の適用については、同号中「100分の100(特定幹部職員にあつては、100分の120)」とあるのは、「100分の102.5(特定幹部職員にあつては、100分の122)」とする。

(給与の内払)

- 5 この規程による改正後の公立大学法人会津大学職員給与規程(以下「改正後の給与規程」という。)の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の公立大学法人会津大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、2024年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、2025年1月1日から施行する。
- 2 この規程(第26条第2項及び別表第1から第3までの改正規定に限る。)による改正後の公立大学法人会津大学職員給与規程は2024年4月1日から、この規程(第24条第2項第1号及び第25条第2項第1号の改正規定に限る。)による改正後の公立大学法人会津大学職員給与規程は2024年12月1日からそれぞれ適用する。

(2024年12月期に支給する期末手当の特例)

- 3 公立大学法人会津大学職員給与規程第24条第1項の規定に基づいて職員が2024年12月に支給されることとなる期末手当に関する改正後の給与規程第24条第2項第1号の規定の適用については、同号中「100分の125」とあるのは、「100分の127.5」とする。

とし、「100分の105」とあるのは、「100分の107.5」とする。

(2024年12月期に支給する勤勉手当の特例)

- 4 公立大学法人会津大学職員給与規程第25条第1項の規定に基づいて職員が2024年12月に支給されることとなる勤勉手当に関する改正後の給与規程第25条第2項第1号の規定の適用については、同号中「100分の105(特定幹部職員にあつては、100分の125)」とあるのは、「100分の110(特定幹部職員にあつては、100分の130)」とする。

(給与の内払)

- 5 この規程による改正後の公立大学法人会津大学職員給与規程(以下「改正後の給与規程」という。)の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の公立大学法人会津大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。